第４　受験資格
１　次に掲げる者
⑴　平成28年４月１日において高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していない者及び平成29年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者に準ずると認める者
２　欠格事由　１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
⑴　日本の国籍を有しない者
⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者
第５　試験種目及び出題分野等
１　第１次試験　基礎能力試験及び作文試験
⑴　対象者　受験申込者全員
⑵　方法
ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。
イ　作文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。
なお、作文試験の評定結果は、第１次試験の合格者決定には反映させず、最終合格者の決定の際に、他の試験の成績と総合する。
⑶　試験期日　平成28年９月11日（日）
⑷　試験地　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に定める試験地（その周辺地を含む。）とする。

受験者の区分	試験地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市 さいたま市　千葉市　水戸市　宇都宮市　前橋市　静岡市　甲府市　長野市　新潟市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市 神戸市　奈良市 大津市　和歌山市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　津市 岐阜市　福井市 金沢市　富山市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市 岡山市　鳥取市 松江市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　佐賀市 長崎市　大分市 熊本市　鹿児島市 宮崎市　那覇市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市 山形市　盛岡市 秋田市　青森市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　函館市 旭川市　釧路市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　徳島市 高知市　松山市

⑸　第１次試験合格者発表　平成28年10月６日（木）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
２　第２次試験　人物試験
⑴　対象者　第１次試験の合格者
⑵　方法　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。
⑶　試験期日　平成28年10月14日（金）から同月27日（木）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日
⑷　試験地　第１次試験の試験地に同じ。
なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。
３　最終合格者発表　平成28年11月11日（金）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法
採用候補者名簿は、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。
第７　受験申込手続
１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合
⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］）
⑵　申込受付期間　平成28年７月12日（火）午前10時00分から同月21日（木）まで
なお、申込みは、平成28年７月21日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
２　申込書を郵送する方法による申込みの場合
⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験案内請求（一般職試験（高卒者））」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。
⑵　受験申込先　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所
⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。
なお、封筒の表に「一般職試験（裁判所事務官）受験」と朱書する。
⑷　申込受付期間　平成28年７月12日（火）から同月15日（金）まで
なお、平成28年７月15日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
３　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。
４　受験申込受理後の試験地の変更の禁止　受験申込みが受理された後は、申込時に選択した試験地の変更は認めない。
第８　その他
１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、受験申込先に行うこと。ただし、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みに関する問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―8111（内線3322））に行うこと。
２　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成28年５月18日　函館地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第３号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　函館地方検察庁　平成27年第１号
２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成28年５月18日
３　終了を決定した理由
資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、給付資金に残余（４円）が生じたものの、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めたため。